

質問内容	回答
<p>キャッチアップ接種の対象者は、令和5年度になると令和4年度の対象者の年長者は外れることになるのか。</p>	<p>令和4年度に高校1年生の方（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）は、令和5年度はキャッチアップ接種対象者となり、令和7年3月31日まで定期接種として接種することが可能です。平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの方も引き続き令和7年3月31日までキャッチアップ接種対象者となります。</p>
<p>HPVワクチンの令和5年度の接種勧奨予定は決まっているのか。</p>	<p>HPVワクチン定期接種対象者の内、標準的な接種年齢である中学1年生には封書で勧奨通知を送付予定です。キャッチアップ接種対象者で3回接種未完了の方については、圧着ハガキで勧奨通知を送付予定です。送付時期については未定です。</p>
<p>接種間隔は1回目から6か月とありましたが、1回目から7か月になると定期接種から外れてしまうのか？</p>	<p>1回目から7か月空いた場合も、実施規則に従っていれば定期接種となります。4価と9価についての話となりますが、1回目から6か月で接種できなくても、2回目から3か月以上あいていれば、定期接種の期間内であれば3回目の接種は可能です。1回目から2回目の接種が4か月空いてしまった場合、2回目から3か月以上の間隔をあけていれば、定期接種として接種可能です。添付文書上は1年以内に3回の接種を終えることが望ましいとされています。</p>
<p>先日、高校生の子どもと保護者が来院され、母子手帳を持参されず、接種できず帰宅していただいた。健康増進課の開庁時間の場合は、健康増進課に接種歴を確認し接種して問題ないか。</p>	<p>母子健康手帳を接種当日に持参されていない場合は接種しないでください。母子健康手帳を持参されず接種された場合、接種済証を発行されたとしても、その接種済証を紛失した場合、2回目以降の接種の際に母子健康手帳に1回目の接種歴の記載がないため、1回目の接種と認識され誤接種につながるリスクがあるためです。母子健康手帳を紛失されている場合は、健康増進課に本人または保護者より当課にご相談いただければ、接種歴証明書を発行させていただきます。HPVワクチン未接種の方も未接種であるという接種歴証明書を発行しますので、予約を取られた際でも、母子健康手帳を紛失されている場合は、当課にご相談いただくよう説明してください。</p>

質問内容	回答
<p>任意接種で1回接種していて、その後定期接種で3回接種した場合、定期接種として認められるのか。</p>	<p>基本的には、予防接種歴は母子健康手帳に記載されているため過去の接種歴の確認を必ず行ってください。また、行政や接種した医療機関に本人もしくは保護者が確認するなどして、接種歴の確認を十分に行ってください。母子健康手帳にも接種歴の記載がなく、保護者及び本人も接種した記憶がないまま、定期接種として接種をされた分については、後日過去の接種歴が判明しても、定期接種として認められます。ただし、過去の接種歴が判明した後は、残りの接種回数にご注意ください。</p>
<p>添付文書上は1年以内の接種が望ましいとされているが、2回目まで接種された方が1回目から1年以上の間隔をおいて、3回目の接種をしてもよいのか。</p>	<p>過去にキャッチアップ接種の議論が厚生労働省の分科会で行われ、その資料には、「HPVワクチンのスケジュールについては、8年以上の接種間隔があいた場合のエビデンスは国内外で認められていないが、現状入手可能なエビデンスによれば、1～5年の接種間隔が空いた場合の海外の研究においては、通常スケジュールと比較して一定程度の免疫原性と安全性が示されている」とあります。キャッチアップ接種対象者は接種間隔がやむを得ずあいてしまいますが、1回目及び2回目から3回目が1年以上空いた場合でも、定期接種期間内であれば接種可能です。</p>
<p>性交前の接種が望ましいが、性交前であるかを接種前に聴取した方がよいか。</p>	<p>性交前に接種することが望ましいが、性交後であっても感染していない型には、HPVワクチンの効果が期待できることもあり、性交前であるかの確認は必要ありません。</p>
<p>9価の交接種は先生と被接種者との相談となるとのことだが、予約の時点で医師と相談して交接種するのか、従前のワクチンでいくのか決めにくい。家族や本人が医療機関に来院して先生と話し合いをして決めてもらう必要があるのか。</p>	<p>（南部医師によるご回答）4月以降に2回目及び3回目の接種となる場合は、私はこちらから電話をしました。電話でシルガード9に切り替えることのメリットとデメリットを説明しましたが、より多くの型の感染を予防できると情報提供をすると、「シルガード9でお願いします」といわれることが多かったです。ただ、原則は同一ワクチンで接種することになっており、4月以降に2価又は4価で残りの回数を接種することはもちろん問題はありません。本人又は保護者よりシルガード9に関する相談があった場合に切り替えるということも一つの方法であると思います。</p>

質問内容	回答
<p>他市町村から奈良市に転入し、過去の接種歴がわからない場合、どのように対応したらよいか。</p>	<p>定期の予防接種として、他市町村で接種をされた接種歴が不明な場合は、前住所地の予防接種担当課に接種歴証明書等が発行できないかを被接種者及び保護者が確認をしてください。 任意接種で接種した接種歴については、市町村での把握は難しいため、被接種者及び保護者が接種をした記憶があるのであれば、接種した医療機関に直接問い合わせをしていただく必要があります。 問い合わせを行っても接種歴がわからず、接種歴がわかるものが何もない場合は、被接種者及び保護者から健康増進課までご相談をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>実家など遠方に母子手帳があり、接種時に母子手帳が無い場合はどう対応したらよいか。</p>	<p>実家等遠方に母子健康手帳がある場合は、被接種者に母子健康手帳を取り寄せていただき接種していただくようお願いします。</p>
<p>接種時に母子手帳は不可欠であるということか。</p>	<p>母子健康手帳がある場合は、必ず母子健康手帳を持参した上で接種を行ってください。 紛失のため母子健康手帳が手元に無い場合は、健康増進課で発行する接種歴証明書、もしくは過去HPVワクチンを接種した際に接種医療機関が発行した接種済証があれば母子手帳がなくても接種可能です。</p>

質問内容	回答
令和5年4月より全員9価ワクチンだけに限定してよいか。	令和5年4月以降、9価HPVワクチンのみ接種をしていただくことは差し支えありません。ただし、交接種の場合は被接種者、もしくは保護者に対して適切な情報提供のもと、医師の判断に基づき接種可能となっておりますので、その点をご留意いただければと思います。
接種間隔は予防接種実施規則より標準的な接種間隔で接種すればよいか。	当研修会でご説明しました通り、奈良市と致しましては、但し書き付きの標準的な接種間隔に基づき接種していただくことを推奨いたします。
シルガード9と他ワクチン（インフルエンザワクチンやコロナワクチン等）との同時接種は可能でしょうか？	特に医師が必要と認めた場合は、コロナワクチン以外は同時接種を行うことができます。コロナワクチンとシルガード9の同時接種は認められていません。コロナワクチンとシルガード9の接種間隔は、片方のワクチンを受けてから、2週間後に接種が可能です。
シルガード9の仕入れ業者の指定はありますか？	シルガード9の仕入れ業者の指定はありません。ただし、シルガード9を初めて購入する場合、シルガード9に関する情報提供をMSD社より受ける必要があります。詳細はMSD社にご確認ください。